

大分都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(大分都市計画区域マスタープラン)

【改訂】

—H23.3—

県 名	大分県	都市計画区域名	大 分
-----	-----	---------	-----

目 次

1 都市計画の目標

- 1) 大分都市計画区域の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2) 都市づくりの課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 3) 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 4) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 5) 目標年次・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6

◆都市づくり概念図

2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- 1) 判断基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- 2) 区域区分の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- 3) 区域区分の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- 4) 市街化区域の概ねの規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

3 主要な都市計画の決定の方針

- 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ P 9
- 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・ P 15
- 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・ P 21
- 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・ P 22

4 公害防止又は環境改善の方針

- 1) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 24
- 2) 公害防止又は環境改善のための施策の概要・・・・・・・・ P 24

5 都市防災に関する方針

- 1) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 25
- 2) 都市防災のための施策の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P 25

6 都市計画の相互支援と管理

- 1) 役割分担と相互支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 26
- 2) 計画の管理と継続的改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 27

◆付図

1 都市計画の目標

人口減少・超高齢社会の進行や地球環境問題への対応等、都市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化している。このような中、地域資源を活かし、人々が住み・生活することで、多様な価値を創出し、魅力的な都市生活を送ることのできる持続可能な都市の実現を図るため、大分県においては、『自然の幸・都市（まち）の幸をはぐくみ、次世代につなぐ、私たちの都市づくり』を目標としている。

この目標を実現するため、以下の5つの視点を基本的な考え方として都市政策を進める。

- | | |
|---------------------------------|--------|
| ① 「必要な都市機能が集積した都市づくり」 | 【都市構造】 |
| ② 「地域の魅力や価値の向上があふれる都市づくり」 | 【都市再生】 |
| ③ 「安全で安心して暮らせる都市づくり」 | 【安全安心】 |
| ④ 「歴史・文化を保全し、観光資源を創出する美しい都市づくり」 | 【環 境】 |
| ⑤ 「私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり」 | 【地域主体】 |

1) 大分都市計画区域の特性

大分市、別府市、由布市、日出町、杵築市、国東市から構成される「別府湾広域都市圏」は、多様な都市機能の集積や魅力ある資源が多数存在し、別府湾と周囲の山なみと一体となった美しく活力ある都市圏を形成している。その中で大分市は、県内の多様な分野での都市機能の中心的な役割が期待されている。

本都市計画区域は、豊かな緑として知られる高崎山を始め、九六位山や霊山などの雄姿が織り成すスカイライン、大分川及び大野川の豊富な水量と広々とした河川空間、広大な別府湾、さらに、身近な緑を感じる上野丘、松栄山など、特色ある自然資源に恵まれ、うるおい・快適性・爽快感を充足する豊かな環境を有する地域である。

これまで、大分県都として政治・経済・文化の中心としての機能を果たしてきたが、昭和30年代後半からの新産業都市建設事業の推進による都市力の拡大は、今や本県のみならず東九州の政治・経済・文化・交通などの拠点として重要な役割を担っている。

この新産業都市建設事業は恵まれた立地環境や豊富な水資源、労働力を背景に、鉄鋼、化学、石油など基礎素材産業や組立加工産業を中心とした大規模な工業集積を促進するとともに、我が国の地方都市史上まれな急速な人口の増加と市街地の拡大をもたらした。

急激な人口増は都市の活力という面からはプラスの効果をもたらしたものの、一方で急増した宅地需要に応えた様々な開発が、都市全体の社会資本整備（交通網など）と必ずしも軌を一にして進められたとはいいい難く、交通上、景観上、土地利用上の混乱を一部に生じさせている。

また、本都市計画区域の県内で占める位置の重要性から、区域内における社会資本整備は県、市一体となって進められることが多く、例えば現在施行中の大分駅周辺総合整備事業などはまさに県、市一体の協力のもとに進められており、今後の本都市計画区域全体の都市機能の高度化への寄与が期待されている。

【大分の景観】



—大分駅周辺地区の完成イメージ—

2) 都市づくりの課題

① 都市基盤

地勢としては、別府湾岸沿いに東西に広がっており大分川・大野川の一級河川が南から流れ別府湾に注いでいることから、東西都市構造が河川により分断されている。

都市基盤としては、遠浅の別府湾岸の地勢を活かして公有水面として埋立を行い新産業都市建設事業の促進を図るために臨海工業地として基盤整備を行ってきた。あわせて、背後地の萩原・鶴崎・大在・坂ノ市地区については、土地区画整理事業により都市基盤が整備されている。また、中心市街地^(※1)は戦災復興事業等により都市基盤が整備されている。

新産業都市建設事業による急速な人口・産業の進展に対応する住宅供給については、土地区画整理事業などの公共事業と開発許可制度による民間開発で対応してきた。

また、市街化調整区域における住宅開発のうち大型住宅団地開発については、これまで開発を許可してきたが、市街地の外延化が進んだことから、平成20年5月以降、新たな住宅開発については、当分の間、抑制することとしている。

このように本都市計画区域の都市基盤は戦災復興事業・公有水面の埋立事業・土地区画整理事業・民間団地開発事業により市街地の大部分が形成されている。

一方、市街地の外延化により、中心市街地と郊外部周辺地区においては、慢性的な交通渋滞が発生しており、特に南から北へ流れる一級河川により分断されている都市構造により河川橋梁部の渋滞対策が急務となっている。

また、県都にふさわしい都心の再構築に向けて、連続立体交差事業、関連街路整備事業、駅南土地区画整理事業からなる大分駅周辺総合整備事業が進められている。今後は、大分

駅の交通結節機能の強化と、駅を中心とした南北市街地の連携強化が求められている。

さらに、本都市計画区域の道路網の骨格をなす国道 10 号・197 号・210 号・442 号などはいずれも中心市街地を通っており、道路形状は放射型となっている。そのため、これらの幹線を通過する交通が相当部分中心市街地に入る形となり、混雑に輪をかけている。

これらの状況を打開するため土地利用と一体となった道路網整備計画が検討されているが、今後に残された課題も多い。

(※ 1) 中心市街地：広域都心内の大分駅を中心とした商業・業務地

② 土地利用

本都市計画区域は、広域都心^(※2)、拠点地区^(※3)などを核とした都市的土地利用、郊外部に展開する農業的土地利用、豊かな緑に被われた丘陵地や広大な河川空間などの自然的土地利用により形成されている。それぞれに重要な役割を持っているが、都市計画区域全体の魅力向上のためにこれらが相互に緊密で有機的な関係が保てるよう、土地利用を整序していく必要がある。

中心部においては、府内町、中央町などの商業・業務機能をはじめ、観光拠点としても魅力的な求心力のある商業地の形成を図る必要がある。また、鶴崎などの拠点地区では、「商業サービス」、「生活文化」、「交通ふれあい」など、それぞれの地域の立地特性を活かした土地利用を図ることが課題となっている。

新産業都市建設事業によって急激な成長をみた本都市計画区域であるが、今後は急激な人口増は見込めず、将来的には少子高齢化の進展が予測される。これまでの郊外の大規模開発による急激な市街地の拡大は、中心市街地における人口の空洞化を加速させ、交通渋滞の慢性化などの問題を生じさせている。

このようなことから県都にふさわしい多様な都市機能が集積した風格ある広域都心と自然・歴史などの特性を活かした魅力ある拠点地区の形成が求められている。

中心市街地周辺の住宅地では、交通、生活の利便性を活かした中層居住機能を中心とした土地利用を図り、また郊外部の住宅地や集落地区では良好な自然環境との共生のなかで、敷地にゆとりをもった低層居住機能の土地利用の実現に向け、建築基準法、農業振興地域の整備に関する法律などとの調整により、適正な土地利用の規制・誘導を図る必要がある。

(※ 2) 広域都心：各種都市機能が集積し、政治・経済・文化の中心としての機能を果たしている大分駅の南北を中心とした地域

(※ 3) 拠点地区：都市の発展を牽引する都市機能が集積している地区

③ 自然環境

本都市計画区域は、高崎山、九六位山、霊山などをはじめとした緑豊かな丘陵地、市街地を流れる河川空間、さらに、広大な別府湾などの豊かな自然環境を保有する。これらの自然環境を維持・保全し、貴重な地域財産を次世代へ継承していくことが重要課題である。

また、市街地においては、既存の緑のストックなど身近な自然環境を保全・活用するとともに、緑化を積極的に推進し、快適性・爽快感など生活上の豊かさと魅力向上に向けた

対策を講じることが必要である。

3) 基本理念

本都市計画区域の地域特性及び都市づくりの課題などを踏まえ、都市づくりの基本理念を次のように設定する。

本都市計画区域は、区域内での連携はもとより周辺市町とも連携を図り、生活圏の共有化のなかでその中心的役割を果たすとともに、県都として、歴史、文化、自然環境との調和を図りながら、商業、工業、文化、観光、田園など多様な機能がバランスを保った魅力ある都市の形成を目指す。また、既存ストックを活用した効率的な社会資本投資と環境負荷の小さいコンパクトな都市づくりを目指す。

このため、将来の都市像を「ともに築く 希望あふれる 元気都市」とし、「一人ひとりが健やかでいきいきと暮らせるまちづくり」、「思いやる豊かな心と生きがいをはぐくむまちづくり」、「安心・安全に暮らせるまちづくり」、「人と自然が共生するまちづくり」、「にぎわいと活気あふれる豊かなまちづくり」、「快適な生活を支えるまちづくり」を基本理念に掲げ、住民と協働しながら21世紀の大分市の都市づくりに努める。

4) 地域毎の市街地像

本都市計画区域の地区区分については、都市の変遷、都市構造、土地利用状況などから、大分駅を中心に概ね大分川に囲まれた広域都心である大分地区、南北に縦貫する大野川と乙津川に挟まれた鶴崎駅周辺で古くから市街地を形成してきた鶴崎地区、別府湾岸に沿って大野川右岸部を西端、丹生川左岸部を東端として形成される大在地区、丹生川右岸部より東側に位置し本都市計画区域の東端部を形成する坂ノ市地区、本都市計画区域の南部に位置し本宮山～天面山の一連の山々と丘陵地により形成される大南地区、本都市計画区域西南部に位置し、大分川、七瀬川沿いに平坦地が広がる植田地区、及び大分地区の東側に隣接し身近な緑を提供する松栄山などを包含する明野地区の7区分とする。

① 大分地区

大分駅南北を中心とした市街地は、本都市計画区域の商業・業務の中心地であり、大分市のみならず、県都、さらには東九州の重要な拠点にふさわしい規模、質を兼ね備えた商業・業務都心を形成することが期待される地区である。

商業・業務都心の外側に位置する西大分、南大分地区などには、湾岸交流拠点、健康文化拠点などにふさわしい各種機能を配置し、商業・業務都心と連携した広域都心を形成する。また本地区の西側に広がる丘陵地や中心市街地直近の「都心の森」などの緑とも調和したうるおいのある市街地の形成を図るべき地区である。

これらから本地区は、「緑あふれる広域都心の形成」をまちづくりの目標とする。

② 鶴崎地区

本地区は中心市街地に次ぐ中枢的な商業・業務地域を有しており、古くから風格及び拠点性をもった地区である

また、大野川、乙津川を利用した水運の歴史や、河川とともに生活する知恵の中で形づくられた輪中の伝統などに着目し、こうした財産を活かした市街地の形成や土地利用計画が必要な地区である。

これらから本地区は、「歴史と伝統の息づく居住型拠点の形成」をまちづくりの目標とする。

③ 大南地区

本地区は、本都市計画区域の南部に位置し、その多くを本宮山、天面山などの山地及び丘陵地が占め、また、大野川及びその支流が集落地を育んでいる地区である。この大野川沿いの戸次周辺では、豊かな水利を活用して水田や畑地などの農用地が広がっており、歴史的建造物群も存在し、これらを整備・保全し交流の促進を図る地区である。

このように、本地区は、戸次・判田など新たな核を整備することが必要な地区と、吉野・竹中・河原内地区など、豊かな自然との共生のなかで営まれる「大分市のふるさと」を創造し保全すべき地区とが存在する。

これらから本地区は、「豊かな地域資源を活かした交流拠点の形成」をまちづくりの目標とする。

④ 植田地区

本地区は、本都市計画区域西南部に位置し、近年の市街地の拡大に伴う急激な人口増加、その購買力に誘発された大規模商業施設の立地が進み、商業圏域は他市にも及びさらにその拡大も予測される。同時に隣接する野津原地区や由布市と中心市街地とを結ぶ交通の要衝に位置することから、交通結節機能を強化すべき地区でもある。

また、大分川、七瀬川の恵みによって形成された田園環境と調和した都市空間づくりも求められている。

これらから本地区は、「田園環境と調和した地区拠点（交通ふれあい拠点）の形成」をまちづくりの目標とする。

⑤ 大在地区

本地区は、本都市計画区域の東部地域に位置し、大野川河口部右岸地域において市街地が形成されており、近年の企業立地に伴い人口増加がみられる地区である。また、日豊本線の北側一帯は土地区画整理事業によって形成されており、計画的な土地利用の誘導が図られている。

このような大規模な土地区画整理事業や埋立てによる臨海工業地域の開発、公共埠頭の利用促進を図ることで、今後の本都市計画区域の産業発展を担うべき重要な地区として期待されている。

これらから本地区は、「緑で飾られた新業務拠点、住宅地域の形成」をまちづくりの目標とする。

⑥ 坂ノ市地区

本地区は、本都市計画区域の東端部に位置し丹生川右岸地域において市街地が形成されており、内陸部には企業が立地している。昭和 38 年の合併以前は地域の拠点として機能していたところであり、歴史も文化も独特なものを今に伝えている。また、坂ノ市駅周辺を中心に、生活文化拠点として再生させることが求められている地区であり、今後は土地区画整理事業によって形成された良好な住環境のなかで、より高い文化機能を備え、快適で自然のうるおいに満ちたまちづくりを進めるべき地区である。

これらから本地区は、「快適でうるおいのある生活文化拠点の形成」をまちづくりの目標とする。

⑦ 明野地区

本地区は、大分地区と鶴崎地区の中間に位置しており、新産業都市建設構想の中で業務機能を担うべき地区として想定された地区である。その構想に沿って高城駅を中心に国道 197 号沿道から工業地区にかけて商業・業務施設が立地したが、近年では新たにマンション立地も目立つようになり、当初構想からは異なる展開も見せてきた。また、都市近郊における身近な緑あふれる松栄山の風致地区などが存在し、豊かな自然環境を育んでいる地区でもある。

このように本地区は、従来からの業務機能に加え、さらに文化機能・商業機能・居住機能を充実し、付加することで成熟化を必要とする地区である。

これらから本地区は、「緑に包まれ、成熟した生活文化拠点の形成」をまちづくりの目標とする。

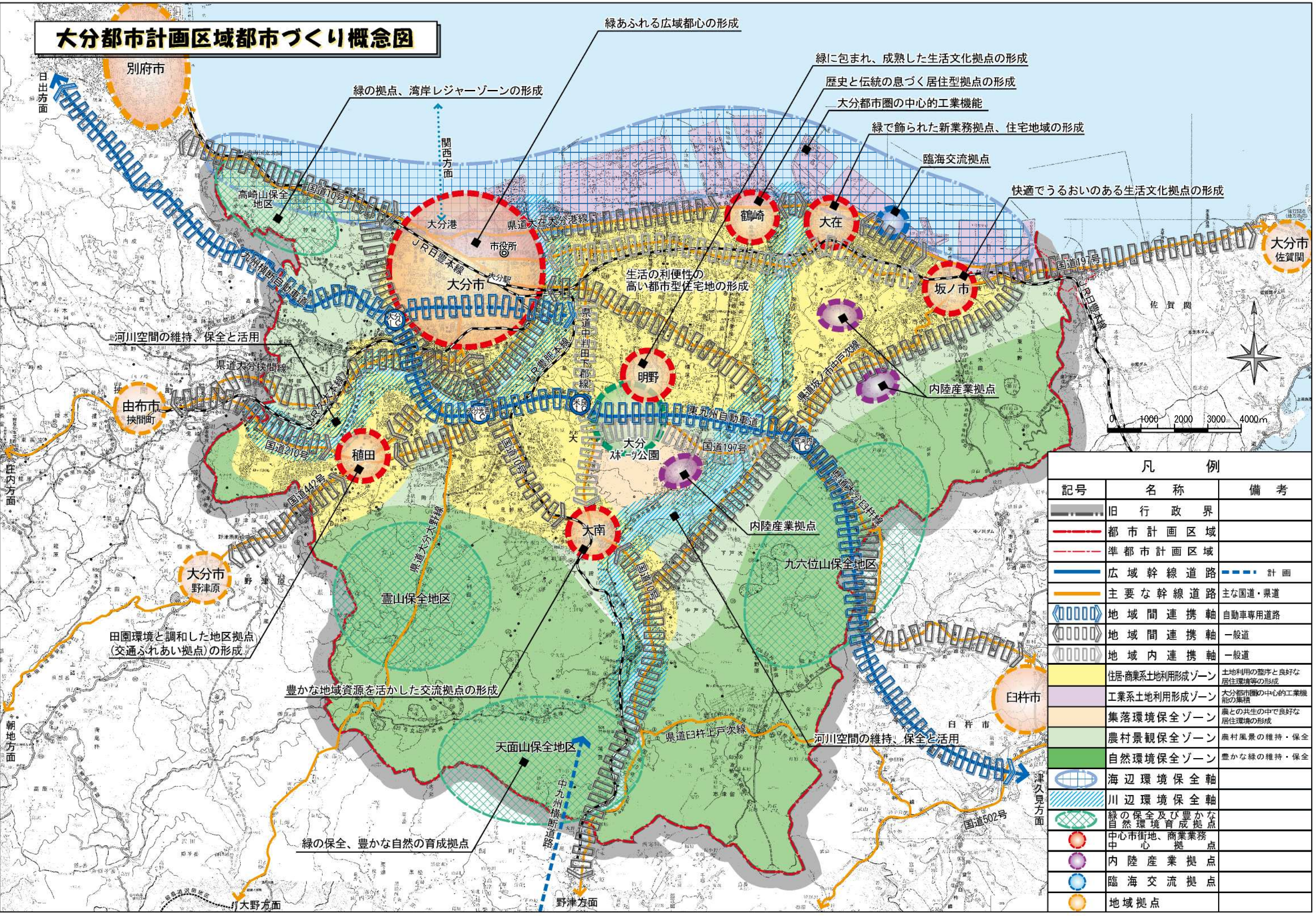
5) 目標年次

概ね 20 年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本方針を示す。

なお、都市施設、市街地開発事業については、特に優先的に整備するものを整備の目標として示す。

基準年	目標年次
平成 22 年 (平成 17 年国勢調査)	平成 42 年

大分都市計画区域都市づくり概念図



凡 例		
記号	名 称	備 考
	旧 行 政 界	
	都 市 計 画 区 域	
	準 都 市 計 画 区 域	
	広 域 幹 線 道 路	計画
	主 要 な 幹 線 道 路	主な国道・県道
	地 域 間 連 携 軸	自動車専用道路
	地 域 間 連 携 軸	一般道
	地 域 内 連 携 軸	一般道
	住居・商業系土地利用形成ゾーン	土地利用の整理と良好な居住環境等の形成
	工業系土地利用形成ゾーン	大分都市圏の中心的工業機能の集積
	集落環境保全ゾーン	農との共生の中で良好な居住環境の形成
	農村景観保全ゾーン	農村風景の維持・保全
	自然環境保全ゾーン	豊かな緑の維持・保全
	海 辺 環 境 保 全 軸	
	川 辺 環 境 保 全 軸	
	緑の保全及び豊かな自然環境育成拠点	
	中心市街地、商業業務中心拠点	
	内 陸 産 業 拠 点	
	臨 海 交 流 拠 点	
	地 域 拠 点	

2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1) 判断基準

本都市計画区域は、現在区域区分制度が適用されている区域である。現在の都市構造などを踏まえ、将来の開発圧力、都市整備の方向性、廃止した場合の影響などをもとに区域区分の判断を行う。

2) 区域区分の有無

① 区域区分の有無

本都市計画区域では、今後とも良好な市街地の形成を図るため区域区分を継続して定めるものとする。

② 理由

本都市計画区域は、人口の増加傾向とともに都市の集積性・成長性が高く、また、県都として強い求心力を持つ区域である。

本都市計画区域においては、将来における開発圧力による市街地の拡大の可能性に対処するため、区域区分制度を引き続き適用し、土地利用の適正な誘導と規制のなかで、都市的土地利用と農地や緑地などの自然環境との調整を図り、効率的な基盤整備と良好なまちづくりを行う。

3) 区域区分の方針

① 都市計画の範囲

本都市計画区域の範囲は、次のとおりである。

区 分	市町名	範 囲	規 模
大分都市計画区域	大分市	行政区域の一部	36,105 ha

(注)範囲には、地先公有水面を含む。

② 人口の規模

本都市計画区域の都市計画区域内人口を次のとおり想定する。

年 次	平成 17 年	平成 32 年
都市計画区域内人口	445,586 人	451,400 人
市 街 化 区 域 内 人 口	407,425 人	411,700 人

③ 産業

大分市における将来の産業の規模を次のとおり想定する。

年 次		平成 17 年	平成 32 年
生産 規模	工 業 出 荷 額	23,483 億円	28,469 億円
	卸 ・ 小 売 販 売 額	14,811 億円	12,782 億円
就業 構造	第 一 次 産 業	5,507 人 (2.5%)	2,733 人 (1.2%)
	第 二 次 産 業	49,202 人 (22.6%)	45,556 人 (20.0%)
	第 三 次 産 業	163,361 人 (74.9%)	179,491 人 (78.8%)
	計	218,070 人 (100.0%)	227,780 人 (100.0%)

4) 市街化区域の概ねの規模

本都市計画区域における人口・産業の見通し、市街化の現況と動向及び計画的市街地整備の見通しを勘案し、平成 32 年における市街化区域の規模を概ね次のとおりとする。

年 次	平成 17 年	平成 32 年
市街化区域面積	11,249 ha	11,294 ha

3 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置方針

ア 業務地

県都としての行政管理中枢機能が集積する府内町、大手町周辺地区及び大分駅周辺地区に集積する経済機能・情報中枢管理機能について、さらにそれを充実させるべく環境整備を行う。

また、鶴崎や植田などの主要な拠点地区については、それぞれの地区に応じた業務機能の集積に努める。

イ 商業地

○ 中心商業地

中心市街地においては、商業機能は最も重要な都市機能の一つであるが、商店街、大型商業施設ともに衰退が顕著であり、かつて中心市街地を中心に集積していた大型商業施設の郊外部への分散立地傾向が続いている。このため、大分駅を中心に分布する既存の中心商業地においては、既存ストックを活用した中心市街地の再構築により商業業務機能の集積を進め、今後とも県都における商業の中心地として土地の高度利用、都市機能の充実など、中心市街地の活力や新たな魅力の創出に向けた整備を図る。



—中心市街地の整備イメージ—

○ 一般商業地

居住型拠点である鶴崎地区をはじめ、明野、大在、坂ノ市地区など拠点地区においては、地域生活と調和した商業地として計画的な整備を図る。

また、植田地区及び判田地区については、中心市街地と郊外を結節する交通ふれあい拠点として位置づけ、周辺の環境との調和を図るなかで、商業機能とともに交通結節点にふさわしい機能を整備する。

さらに、国道 10 号、197 号、210 号、及び 442 号の幹線道路沿いに立地する沿道型商業地は、道路利用者を主な対象とした商業地として配置し、周辺地域との環境調和を図るなかで、機能の充実と計画的な整備を図る。

ウ 工業地

本都市計画区域内の工業は、主に大分臨海工業地帯を基軸とした新産業都市建設での工業開発により推進され発展してきた。また、その他の工業地においても、IC 産業などの加工組立産業を中心とした産業が展開されてきた。

このような背景から臨海部の埋立地は工業に特化した地区として整備し、既存の工業地が形成されている地区については、周辺部への影響に配慮し工業地としての機能の充実に努める。

また、軽工業施設や沿道立地施設の集積が望まれている地区については、周辺部との調和を図りながら、基盤整備を進め機能の充実に努める。

エ 流通業務地

大分流通業務地区は、臨海部と東九州自動車道とを結ぶ都市計画道路 3・2・81 花園細線沿いに位置していることから、良好な交通環境及び地理的条件をいかした流通機能の合理化や近代化を促進し、広域流通拠点として整備する。

また、市街地に立地している流通施設のうち、必ずしもそれらの区域にあることを要しないものは、流通業務地区・団地への計画的な移転に努め、流通機能の向上と都市内の交通円滑化を図る。

オ 住宅地

中心市街地及びその周辺における住宅地では、マンション建設などによる高度利用が行われている一方、新川地区周辺や三佐北地区の密集市街地では狭小・過密であることによって居住環境に問題を抱える地区も存在する。このため、これらの住宅地では、都市型住宅の立地や建物の共同化など土地の高度利用を図り、利便性・快適性・安全性など良好な環境を備えた住宅地の整備を図る。



—中心部の住宅地の整備イメージ—

また、横尾地区など土地区画整理事業により市街化が進行している地区、その他事業を実施している地区、ならびに、松岡地区などの大型開発団地などの市街化が進行している地域においては、良好な住環境を有する住宅市街地として計画的な宅地化を図る。

さらに、新住宅市街地開発事業や開発行為によって形成された住宅団地等については、地区の特性に応じ、良好な住環境の維持又は再生に努め、良好な住宅地の形成に努める。

② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

ア 業務地

中心市街地において行政、業務などの機能が集積する業務地については、現在の土地利用の状況を踏まえ、建築物の高・中密度化を図る。

イ 商業地

広域都心における商業地については、市街地再開発事業や中心市街地活性化への取り組みを踏まえながら、大分駅周辺地区における商業地では高密度化を、その他の中心部における商業地では中密度化を図る。また、拠点地区における商業地では、地域の土地利用状況に応じた中密度の商業地として整備を図る。

ウ 工業地・流通業務地

臨海部や工業団地、大分流通業務地区は、現在の適正な密度を維持する。また市街地内に立地する工業地については、他の機能を持つ施設との共存のための環境条件などに留意しつつ低密度での整備を図る。

エ 住宅地

広域都心や拠点地区の住宅地については、利便性と良好な居住環境を備えた住宅地として高密度化を図り、その他の住宅地については、地区の特性に応じて中・低密度化を図る。また、横尾地区、松岡地区などの住宅地については、戸建て住宅を中心とした低密化を図る。

さらに、風致地区内の住宅地については、自然的環境の維持・保全を図り、良好な都市環境の形成を目指した低密度な住宅地とする。

③ 市街地における住宅建設の方針

ア 基本方針

少子高齢化の進行にともない、ゆとりある居住環境の確保とともに、誰もが安心して生活でき、個人や家族のライフスタイル、ライフステージ、価値観に応じた豊かな生活が出来るような住まいづくりが求められている。本都市計画区域では、平成 22 年に策定された住宅マスタープランに基づき、市街地の特性に応じた良質な住宅ストックの確保に努める。

イ 市街地の特性に応じた住宅建設の整備の方向

中心市街地や鶴崎地区、南大分地区などの住宅地では、これまで、土地区画整理事業や道路網の再編などにより、良好な居住環境に向けた整備が進められてきたが、一部の地区では、夜間人口の減少や密集市街地の問題などが生じ、市街地の活性化や居住環境の整備が課題となっている。

そこで居住環境の改善及び防災の観点から、民間主導による市街地の再開発を積極的に進めるとともに、市街地の活性化に向け、魅力の向上と定住人口の増加を目指して総合的な都市基盤整備と整合性を持った居住環境の整備を図る。

また、明野地区や植田地区などについてはこれまでの大規模な開発により、急激に人口が増加してきた地域であるが、一部で老朽団地が出現してその土地利用転換が問題になるなど、居住環境の悪化が見られるに至っている。

したがって、道路・公園など都市基盤整備が不十分な地区については、良好な居住環境の確保及び保全を図るため、必要に応じて土地利用転換も視野に入れ、市街地開発事業の手法を用いるなど計画的な整備を図る。

さらに、大在地区や坂ノ市地区など、土地区画整理事業により基盤整備された住宅地については、良好な環境の住宅市街地の形成を図る。

④ 市街地において特に配慮すべき問題などを有する市街地の土地利用の方針

ア 土地の高度利用に関する方針

近年の高度情報化の進展や住民ニーズの多様化などにより、市街地の整備を図る上では様々な都市機能の集積に対応したきめ細かな整備が求められている。

なかでも、大分駅周辺の中心市街地、鶴崎地区や明野地区では、土地の高度利用などを図るため、市街地再開発事業や地区計画制度などの活用と併せて、民間活力による建物の共同化や中高層化などの積極的な誘導と、駐車場などの公共的な都市空間の適切な配置により、商業活動や業務活動に必要とされる機能の増進を図る。

イ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

土地区画整理事業により基盤整備された住宅地や低層住宅地、並びに工業地などにおいては、特別用途地区の指定や地区計画などにより各地区に適した合理的な土地利用の誘導を図る。

また、市街地に点在する工場のうち、周辺の環境と調和していないものや必ずしも現在地にあることを必要としないものについては、計画的に開発された工業団地などへの移転を推進するとともに、工場などの移転等に伴う土地利用については用途の再検討を行う。

さらに、角子原・岡地区に定めている住居系用途については、周辺地区内の土地利用の動向を見ながら用途の再検討を行う。

ウ 居住環境の改善又は維持に関する方針

無秩序に開発され居住環境が適正でない地区においては、公共施設の整備や地区計画などにより、居住環境の改善に努める。

また、建築物の老朽化が進行した地区や建物が密集した地区については総合的な居住環境整備事業などの導入を検討し、居住環境の改善に努める。

エ 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街化区域内では、緑地が少ないことからその整備が今後の課題となっている。緑地は、環境を守る自然資源として、また住民の生活にゆとりとうるおいをもたらすものとしても重要である。

このため、都市計画道路を中心に、街路樹の整備や沿道の緑化を推進し、都市公園や緑地、歴史的資源等を結ぶ緑のネットワークの形成を図る。また、河川緑地の整備や堤防緑化の推進により、快適な水辺空間を創出し、多様な生き物に配慮した緑のネットワークの形成に努める。さらに、臨海部の埋立地の拡大にともない整備された緩衝緑地は、環境保全、景観形成、防災などの役割を担う緑地としてより一層の拡充を図る。

風致地区については、現在上野丘、松栄山の2ヶ所を指定しているが、森林、丘陵地などふるさとの緑を守るため必要な措置を講じ、自然的景観などの良好な風致の維持に努め、風致地区内の建築行為などに対しては、条例の適正な運用を図り、秩序ある都市環境と快適な居住環境の形成を図る。

オ 良好な景観形成の方針

本都市計画区域内に広がる良好な自然環境の保全、眺望景観の確保、歴史的な遺構や史跡と周辺の街並み景観の形成などの観点から、大分市の顔となるべき景観について、景観地区の指定や地区計画制度などを活用し良好な景観形成に努める。

大分城址公園周辺地区については、景観地区及び地区計画等を運用し、今後も城址公園と一体となった緑と潤いのあるまちなみ景観の形成を図る。

カ 大規模集客施設^{*4}の立地誘導方針

多くの人々が利用し都市構造に影響を及ぼす大規模集客施設については、1つの都市を超えて広域的に利用される「広域拠点^{*5}」内の「誘導区域（中心市街地活性化基本計画等との整合や関係機関等との合意形成を図りながら設定する。）」に立地誘導するよう努めるものとし、「誘導区域」以外の区域においては、原則、大規模集客施設の立地抑制を図る。本区域においては、「大分駅周辺」地区を「広域拠点」として設定する。

（*4）大規模集客施設：劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。

（*5）広域拠点：「商業・業務、文化、医療・福祉、行政サービス、居住など、様々な都市機能の集積を促進する拠点のうち、1つの都市を超えて広域的に利用される拠点

⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針

ア 優良な農地との健全な調和に関する方針

大分市の農地は、大野川、大分川水系の下流域に沖積した肥沃な平地に水田、畑作地帯として形成されてきたが、急速な市街地の拡大により農地の転用が進んだ。

現在、市街地近郊のまとまった農地で水稻・施設野菜・花卉栽培が営まれているが、優良農地が分布する大野川沿いの戸次・松岡・宮河内地区を始め、大分川沿いの国分・小野鶴・宗方地区の農用地及びその他の集团的農用地については、農地として保全に努める。

イ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

市街地に隣接する斜面には、土石流や急傾斜地の崩壊などの危険性を持つ区域が多数存在する。

これらの区域については、災害から住民の生命を守るため、災害防止工事の施工などの対策を講じるとともに、土砂災害警戒区域等の指定などにより開発行為の抑制を図る。

また、河川浸水想定区域や土砂災害危険区域等の防災情報を横断的に整理し、都市づくりの基礎情報として活用し、災害に強いまちづくりに努める。

ウ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

瀬戸内海国立公園に指定されている高崎山一帯や植田地区の霊山一帯など市を取り囲む山々は、優れた自然環境を形成しているだけでなく、野外教育やレクリエーションの場としても重要な区域である。また上野丘、松栄山風致地区については、都市景観や都市環境に関わる重要な地区となっている。このような地区については、今後、特別緑地保全地区の指定の検討などを行い、良好な自然環境の保全に努める。

エ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

無秩序な市街地の拡大・拡散の抑制に努め、市街化調整区域においては、新たな住宅開発を抑制する。市街化区域に隣接又は近接し、一定のまとまりのある既存集落地区で、既に市街化区域と一体的な生活圏を構成している地区については、都市的土地利用と周辺の田園・自然環境との調和に努める。

また、人口減少の著しい既存集落等において、人口定着やコミュニティ再生など活力回復のための措置を講じることが必要な地区については、地域住民と土地利用のあり方等について合意形成を図りながら、都市計画制度の活用などにより望ましい土地利用方策を検討する。

さらに、本都市計画区域に隣接する本神崎地区については、農地を含めた土地利用の整序や環境保全が必要な区域であることから、準都市計画区域に指定し、自然環境等の保全と秩序ある都市的土地利用の形成のために必要な土地利用の誘導を図る。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

α 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

産業・経済活動のボーダレス化が進展するなかで、大分市が東九州における中核都市として発展を継続していくためには、広範な交通機関のネットワーク化とそのスピードアップが必要である。

一方、地域交通においても、ゆとり・豊かさ志向の高まりなど住民のニーズはますます多様化し、利便性の高い交通インフラの整備が必要となっている。また地球環境に対する保全意識の高まりなどから公共交通機関の果たす役割にも期待が高まっている。

本都市計画区域の交通体系の骨格は、道路では九州横断自動車道や東九州自動車道の自動車専用道路網、国道 10 号、197 号、210 号などの主要幹線道路網、都市の骨格を形成する都市幹線道路網で形成され、また鉄道では日豊本線、豊肥本線、久大本線で、さらに港湾では重要港湾である大分港により構成されている。

本都市計画区域における交通網の分布状況は以上のとおりであるが、中心市街地に道路網・鉄道網・バス路線網が一極集中化していることや、日常生活における自動車交通への依存が高い状況にあって、道路網整備が遅れていることから、中心市街地やその周辺部に

において慢性的な交通渋滞が発生している。

このような状況の下、今後の活力ある都市活動を維持・発展させるために、本都市計画区域においては、次の計画目標に基づき交通施設の整備を促進する。

- 望ましい都市構造の誘導を図る交通施設の整備
- 交通施設と市街地の一体的な整備
- 公共交通機関とその他の交通機関との適切な役割分担と体系化
- 生活環境と調和した交通施設の整備
- 交通の管理・運用面の充実

イ 整備水準の目標

都市計画道路の内、幹線道路の改良率は平成 21 年度末現在 78%である。幹線道路が果たす交通処理機能や商工業などの都市活動を支える市街地形成機能、さらに、災害時の避難路や延焼遮断帯となる防災機能などの観点を踏まえ、緊急性の高い路線・箇所について、重点的な整備に努める。なお、代替路線が別途確保されるなど、必要性・優先性に乏しくなった都市計画道路について、適宜見直しを行う。

ｂ 主要な施設の配置の方針

ア 道路

規格の高い道路として、九州横断自動車道、東九州自動車道、大分中央幹線道路が配置されているが、これらは、広域の都市間を連携する軸線であり広域都市圏形成骨格軸として位置づける。

本都市計画区域の都市構造を支え、骨格を形成する道路である主要幹線道路については、東西幹線となる国道 197 号及び 3・4・28 庄の原佐野線を配置し整備を図る。特に、大分駅周辺総合整備事業と一体的に整備がされている 3・4・28 庄の原佐野線は、規格の高い道路として東部延伸も視野に入れ、引き続き整備を図る。また、放射型道路網を形成し都市間連携軸でもある国道 10 号・国道 210 号・国道 197 号・国道 442 号についても、主要幹線道路として位置づけ整備を図る。これらの道路にあっては、不連続な車線数区間の改善や主要交差点の立体化を含めた交差点改良を推進するとともに、交通容量が飽和状況にある路線については、バイパス路線などの検討を行う。

本都市計画区域内の骨格をなす都市幹線道路としては、九州横断自動車道と国道 10 号（3・1・66 別大道路）をネットする 3・4・68 白木庄の原線を、また、九州横断自動車道及び東九州自動車道から都市内へアクセスする道路として 3・2・81 花園細線を位置づけている。また、都市間移動及び通過交通を円滑に処理する環状型道路網として 3・3・13 錦町三芳線を、中心市街地へのアクセス性を向上させる道路網として 3・3・31 上野丘南大分線を都市幹線道路として位置づけている。

住宅市街地においては、住区幹線道路や補助幹線道路を配置し、防災空間の確保と自動車の円滑な通行の確保を図る。また、大分駅周辺総合整備事業、横尾地区などの土地区画整理事業区域では面整備と一体となった街路を配置し整備を図る。さらに、歩行空間につ

いては、段差の解消、障害物の除去といったバリアフリーの促進をはじめ、ユニバーサルデザインが施された快適で安全なゆとりある歩道の整備を図る。特に自転車及び歩行者の利用が多い道路については、通行の安全性と円滑化のため、自転車レーンの設置を検討する。

イ 鉄道

鉄道網は、日豊本線、豊肥本線、久大本線で構成され、これら3路線は大分駅で結節している。また、大分駅をはじめ16駅が存在する。これらの鉄道網により遮断されている交通の円滑化と市街地の一体化を図るため、大分駅周辺総合整備事業の主要な柱として鉄道の高架化事業の促進を図る。大分駅では、高架化事業などとあわせ県都の玄関としてふさわしい交通結節機能や都市景観の形成を図る。郊外部の拠点駅では、鉄道と道路の適正な機能分担を確保するため、新駅設置の検討や駅周辺整備などとあわせ交通結節機能の強化を図る。

ウ 駐車場

中心市街地の自動車交通量の増加に伴う駐車場需要量に対処するため、不足が生じる場合は、駐車場整備地区の指定や駐車場整備計画の作成を行うとともに、駐車場付置義務条例による駐車場を配置する。

一方、公共交通機関との結節機能強化と駐車需要の適正化を図り、また、増加する自転車、バイクの交通需要に対処するため、J R九州と連携のもと、鉄道駅周辺に自転車駐車場を配置する。

エ 港湾

産業・経済の発展に伴って、今後、益々増大する物流の円滑化を促進するため、船舶の大型化などに対応する大分港の港湾機能の充実を図る。大在・坂ノ市地区では、アクセス性の向上とあわせた大在公共埠頭の利用促進を図る。

西大分地区については、海の玄関口としてふさわしいウォーターフロントの開発・整備を推進する。

オ 自動車ターミナル

交通結節点におけるバス交通の円滑化及び利便性の向上を図るため、都市内交通の結節点となる大分駅周辺に自動車ターミナルを配置し整備を促進する。

また、郊外部の駅周辺における交通結節点においても、駐車場を配置し都市内への自動車交通流入の低減化に努める。

ｃ 主要な施設の整備目標

ア 道路

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする路線は次のとおりである。

種 別	路 線 名		
道 路	都市計画道路	3・1・66	別大道路（国道 10 号）
	都市計画道路	3・1・87	大分駅上野丘線（市道大分駅上野丘線）
	都市計画道路	3・2・67	下郡中判田線（市道牧下郡大通り線）
	都市計画道路	3・3・11	萩原鬼崎線（国道 210 号）
	都市計画道路	3・3・13	錦町三芳線（国道 10 号）
	都市計画道路	3・3・16	春日浦戸次線（国道 10 号）
	都市計画道路	3・3・31	上野丘南大分線
	都市計画道路	3・3・89	金池桜ヶ丘線（市道金池桜ヶ丘線）
	都市計画道路	3・3・92	大道金池線（市道大道金池線）
	都市計画道路	3・4・ 7	春日浦豊河原線（市道浜町北 7 号線）
	都市計画道路	3・4・18	外堀西尾線（市道府内金池線）
	都市計画道路	3・4・19	古国府木ノ上線（国道 442 号）
	都市計画道路	3・4・20	田室町春日線（市道春日大通り田室町線）
	都市計画道路	3・4・21	県庁前古国府線（市道金池上野丘線）
	都市計画道路	3・4・26	駄の原細線（国道 197 号）
	都市計画道路	3・4・27	東大道南春日町線（市道大道金池南線）
	都市計画道路	3・4・28	庄の原佐野線
	都市計画道路	3・4・30	王子町椎迫線
	都市計画道路	3・4・35	鶴崎駅前松岡線（県道鶴崎大南線）
	都市計画道路	3・4・69	片島松岡線（市道片島 5 号線）
	都市計画道路	3・4・88	末広東大道線（市道末広東大道線）
	都市計画道路	3・4・90	要町東西線（市道要町東西線）
	都市計画道路	3・4・91	末広東西線（市道末広東西線）
	都市計画道路	3・4・97	山ノ神備中線
	都市計画道路	3・4・98	由原浜新地線
	都市計画道路	3・4・99	中島錦町線（市道長浜南北 12 号線）
	都市計画道路	3・5・32	六坊新中島線（市道顕徳古国府線）
	都市計画道路	3・5・39	岡臨海線
	都市計画道路	3・5・47	松原国宗線
	都市計画道路	3・5・49	乙津森町線（市道サンランド森町団地 1 号線）
	都市計画道路	3・5・75	下郡羽田線（市道羽田片島 8 号線）
	都市計画道路	3・6・86	芝原野中線
	都市計画道路	3・6・96	多武尾芝原線

イ 鉄道

中心駅である大分駅は、連続立体交差事業による駅の高架化、駅南地区などの駅周辺整備を推進し、バス、タクシーなども含めた総合的な公共交通拠点の形成と公共交通の利用促進を図る。また、郊外部の駅についても、駅前広場、駐車場、駐輪場などの整備・充実を図り交通結節点としての強化と公共交通の利用促進を図る。

d 長期未着手都市施設の見直し

ア 道路

特に優先的に計画の見直しを検討する路線は次のとおりである。

種 別	路 線 名
道 路	都市計画道路 3・3・13 錦町三芳線
	都市計画道路 3・4・68 白木庄の原線

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

将来の都市活動や人口規模に応じ、下水対策、内水対策、災害対策などの対策強化を図るため下水道及び河川の整備を推進する。

下水道については、市街化の動向、都市基盤整備と整合を図りながら整備を推進し、文化的かつ快適な生活の基盤をなす公衆衛生の向上と水質環境の改善を図る。

市街化調整区域にあっても、一団の集落あるいは市街化区域に隣接する集落については、下水道整備を図っていく。同様に内水対策についても併せて整備を促進する。

また、市街地における雨水対策のため、河川整備と整合を図りながら雨水幹線の整備を図る。さらに、住民の生命や財産を浸水などの災害から守るため、河川改修や砂防事業などを推進し防災に万全を期するとともに、河川空間を住民の憩いとやすらぎの場として位置づけ、治水と親水を同時に満足するような総合的な河川環境の整備を図る。

なお、放流先の別府湾は、瀬戸内海環境保全特別措置法の対象区域に含まれていることから、さらなる水質の向上を図る。

イ 整備水準の目標

下水道については、全体計画処理面積 10,177ha、計画処理人口 426,000 人を定め、順次整備を進めており、事業認可区域面積 7,427ha のうち平成 21 年度末現在 5,048ha が供用開始している。今後とも平成 21 年度に策定した大分市生活排水処理施設整備構想に基づき下水道の整備を推進する。

河川については、近年発生した床上浸水の解消を図るとともに、時間雨量 50mm に対応する河道整備を図る。

b 主要な施設配置の方針

ア 下水道

下水道については、現在の中央処理区・東部処理区・大在处理区・植田処理区・南部処理区の排水処理区を維持し、公共下水道整備促進事業を推進する。

イ 河川

住民の生命財産を浸水などの災害から守るために、大野川水系等について計画的に河川改修を推進し防災に万全を期する。

また、河川空間は住民の憩いとやすらぎの場として配置し、治水・親水機能を兼ね備えた河川環境整備を図る。

c 主要な施設の整備目標

ア 下水道

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする主要な下水道は、次のとおりである。

種 別	名 称（処理区）
下水道	公共下水道事業（中央、東部、大在、植田、南部処理区）

イ 河川

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする主要な河川は、次のとおりである。

種 別	名 称
河 川	大分川、賀来川、大野川、七瀬川、大谷川

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

住民が快適で文化的な生活を営むために、必要な都市施設を配置し整備を図る。

b 主要な施設の配置の方針

現在、本都市計画区域内のごみ処理施設としては大分市東部清掃センターがある。今後とも当センターをごみ処理施設として維持するものとするが、今後生産形態や生活様式の変化に伴う排出量の増大が予想される中で、ごみの減量化及びリサイクル化を促進するとともに、ダイオキシン対策、余熱利用の促進など周辺環境に十分配慮した施設の整備・拡充を図る。

汚物処理場、火葬場については、現在各1箇所配置されており適切な維持・管理を図るとともに処理能力の不足や老朽化が著しい施設については整備・拡充を図る。

終末処理場については、大在水資源再生センターをはじめ5箇所の終末処理場が稼働している。これらの施設は、今後とも継続して維持し、人口増加に対応した流入汚水量に基づく施設整備計画により効率的な施設整備を図る。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

a 主要な市街地開発事業の決定の方針

市街地の整備・開発にあたっては、良好な居住環境の形成、にぎわいのある魅力的な商業機能の集積などに向け、土地区画整理事業、市街地再開発事業などによる基盤整備の推進を図る。また、事業の推進にあたっては、地区計画、建築協定などの規制・誘導手法を適切に選択し組み合わせることにより、計画的で合理的な整備・開発を図る。

ア 中心市街地

中心市街地においては、商業・業務などの都市機能の集積と魅力ある都市空間の形成を図る。また、既存の密集市街地については市街地再開発事業や地区計画などの手法を用いてその改善を促進し、良好な都市型住宅地としての環境の形成を図る。さらに、本都市計画区域の重点事業である大分駅南地区の土地区画整理事業の推進を図るとともに、その他地区でも必要性の高い地区については、土地区画整理事業をはじめ市街地再開発事業やその他適切な市街地整備の手法を用いながら良好な市街地の形成を図る。

イ その他の住宅地

横尾地区など土地区画整理事業により市街化が進行している地区及び植田地区などの住宅団地については、今後も計画的に良好な住宅地や商業地の形成を図る。

さらに、浜町地区、芦崎地区、新川地区、滝尾地区、三佐北地区、細地区でも地域の状況と住民の意向などを踏まえながら市街地整備のあり方を検討する。

ウ 市街化区域内に存在する農地、低・未利用地など

未整備で、なお営農継続意思のない農地では、土地区画整理事業などにより、計画的な市街地整備を図る。

市街化区域内農地はヒートアイランド現象の緩和、延焼防止、災害時の一次避難地など防災機能として重要な空間であり、地域の実情に応じてこれを緑地として位置づけ、官民協働による維持・管理体制を確立し適正な保全を図る。さらに、関係権利者との合意形成を図りながら生産緑地地区の指定による農地の保全も検討する。

b 市街地整備の目標

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする主要な市街地開発事業は、次のとおりである。

事業名	名称
土地区画整理事業	大分駅南地区、横尾地区
市街地再開発事業	大分駅北地区

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

本都市計画区域は、高崎山、霊山、九六位山など一連の山々が市街地を取り囲み、独特な景観を形成している。中心市街地には、上野丘・松栄山の丘陵地における風致地区や柞原八幡宮・護国神社など歴史・文化的な資源を有する多様な自然があり、野生動物の貴重な生息地となっている。また、大分川、大野川の主要河川が南北に流れ、豊かで穏やかな河川空間を形成している。

これらの自然は、本都市計画区域における貴重な財産であるため、緑の基本計画及び景観計画をもとに、将来にわたって維持・保全を図るとともに自然資源を生かした魅力ある環境づくりに努める。

b 主要な緑地の配置の方針

ア 環境保全系統

別府湾、霊山、九六位山、大分川、大野川、上野丘陵などは本都市計画区域の環境保全のうえで最も重要な資源である。保安林とともにこれらの重要な資源を後世にわたり継承していくため積極的に維持・保全に努める。

また、市街地においては、やすらぎとうるおいのある環境を維持・創造するため、風致地区の保全とともに公園、緑地、河川緑地を適宜配置し整備を図る。さらに、ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収源確保のため、街路樹や社寺林などの民有緑地の保全とともに公共公益施設の敷地内の緑化及び屋上緑化を促進する。

イ レクリエーション系統

多様化するレクリエーション需要や自然から得る「心の癒しや健康」に対応した公園を適切な機能分担とネットワーク化に留意して配置する。また、大分川及び大野川などの河川空間、さらに、山間部、中山間部において、自然と触れ合うレクリエーション活動の場を配置し整備を図る。

ウ 防災系統

地震や火災などの災害に対する広域的避難地及び身近な避難地、避難路を整備し、また延焼防止のためのオープンスペースの確保など、都市防災の観点から公園・緑地など適切に配置する。また大分川、大野川、乙津川などの河川緑地は一面で延焼防止緑地としての機能も有しているため整備を図る。さらに水害防止対策として、水源涵養機能を有する森林の保全、土砂崩壊などの危険区域の緑地化を図るとともに、遊水機能を保有する緑地等も防災系統の一部として位置づけ保全に努める。

エ 景観構成系統

魅力ある美しい都市景観づくりを進めるために、上野丘、松栄山などの緑地、大分川、大野川の河川緑地を景観構成系統の緑地として位置づけ、また市街地の街路樹、宅地のセ

ットバックにより生み出された空地の緑化などを推進する。さらに、社寺林などの民有緑地、丘陵地、豊かな田園などの景観の保全に努める。

ｃ 実現のための具体の都市計画制度の方針

ア 都市計画公園・緑地などの配置方針

平成 21 年度末現在、計画決定されている都市基幹公園等は、総合公園 12 箇所及び運動公園 6 箇所（うち中央運動公園については平成 22 年 6 月廃止）、特殊公園は 7 箇所、広域公園は 2 箇所（うち大分公園については平成 22 年 6 月廃止）の合計 26 箇所、面積 605.3ha で、これらの整備状況は 17 箇所、面積 291.7ha となっており、面積ベースでの整備率は 48.1%である。公園・緑地などの公共空地は、現在及び将来のレクリエーション活動に対する需要に対応し、都市環境の向上、景観の保全、災害の防止などの機能を総合的に発揮できるよう、種類、種別に応じた適正な位置、規模で配置する。

また、大友氏館跡歴史公園については、大友氏遺跡など歴史的な資源を活用し、地域再生につながる都市公園として整備を図る。

さらに、大分川、大野川の河川緑地など、都市内緑地については、日常生活のうるおいの場あるいはコミュニケーションの場、さらに、都市景観形成要素からも重要な空間であるため、今後も維持・保全と利活用を図る。

イ 特別緑地保全地区などの指定目標及び指定方針

山間部並びに市街地や市街地に隣接する丘陵地、里山における貴重な動植物の保護と緑地における生態系の保全を図るため、特別緑地保全地区の指定を検討し、その永続性を図る。また、市街地内の緑が不足している地区については緑化地域などの指定を検討し、緑化の促進を図る。

上野丘及び松栄山の丘陵地景観については、都市内における良好な自然景観を有しており、今後も重要な都市景観構成要素として位置づけ、風致地区としてその維持・保全に努める。

ｄ 主要な緑地の確保目標

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする広域的な都市基幹公園等は次のとおりである。

種 別	名 称
特 殊 公 園	8・4・2 大友氏館跡歴史公園

4 公害防止又は環境改善の方針

1) 基本方針

大分市の環境は、「大分地域公害防止計画」や「大分地域工業開発計画に係わる環境影響評価の環境管理基本方針」に基づく諸施策の推進により、現在のところ比較的良好な状態に維持されているが、河川や海の富栄養化や生活型の公害への対策など改善すべき問題も残されている。

このため、都市計画においては特に上記施策との整合に留意するものとし、各地域の実情に即した土地利用対策及び下水道やその他の都市施設の整備など積極的に推進するとともに大分市の定める「環境基本計画」を尊重し、環境改善により一層努める。

2) 公害防止又は環境改善のための施策の概要

工場など事業活動に関する公害対策については、臨海部の工業地と市街地との間の緩衝緑地を設けるとともに、工場周辺の緑化に努める。また、住居系の地域にあり周辺の生活環境を悪化させている工場などは、計画的に整備された工業団地への移転を誘導する。さらに、事業活動に起因する大気汚染や水質汚濁及び騒音や悪臭などの公害を防止するための発生源対策とともに、公共下水道や廃棄物処理施設及び緑地などの公害防止に寄与する都市施設の整備を推進する。

道路交通に起因する騒音や振動、大気汚染などについては、これら公害を防止し低減させるため、周辺の土地利用との調和を図るなかで、体系的な道路網整備や植樹帯の設置に努める。

また、公共交通機関の利用促進や交通渋滞の緩和対策を推進し、温室効果ガスの排出抑制を促進する。さらに、周辺の環境に影響を及ぼす恐れのある開発行為などについては、事前に適正な指導を行い良好な都市環境の保全に努める。

5 都市防災に関する方針

1) 基本方針

都市の基盤整備を軸にして、災害の未然防止と安全な避難の確保に必要とされる施策を総合的に展開し、災害に強い都市づくりを推進する。

2) 都市防災のための施策の概要

震災、火災への対策については、建築物の耐震化や不燃化を促進するとともに、避難地や避難路の確保、消防施設の整備と充実に努める。

浸水への対策については、市内を流れる全ての河川に対し、市街地の開発状況に対応した河川改修事業を進める。また、大分川支川七瀬川に予定されている大分川ダム建設を促進し、治水機能の充実に努める。

コンビナート災害への対策については、地域住民の生命や身体及び財産をコンビナート災害から守るために必要な防災対策を大分県石油コンビナート等防災計画に基づいて進めるとともに、災害が周辺地域に拡大することを防ぐ緩衝緑地の整備と充実に努める。特に、石油コンビナート地域にあっては、緩衝緑地帯の整備・充実にともに流出油事故対策についても「石油コンビナート防災計画」に基づき対処するものとする。

6 都市計画の相互支援と管理

本都市計画区域が掲げる基本理念に則り、都市計画に係る各種施策、事業などを計画的に進めていくため、県、市及び住民等の責務又は能力に応じた役割分担のあり方を明らかにする。また、各主体間において計画の相互支援と管理を行うことにより、それぞれの取り組みが効果的に連動・連携するよう努める。

さらに、都市計画をより良いものに育てていくことを目的として、計画内容の透明性の確保を図ると同時に、社会経済情勢の変化や住民・市の意向を踏まえて計画内容の継続的な改善を行っていくものとする。

1) 役割分担と相互支援

都市計画の策定又は事業化などに際しては、各主体が個別にそれぞれの役割を果たすだけでなく、各主体が相互に支援しあって取り組みを進めることが重要となるため、以下のような役割分担及び相互支援のもとに計画の推進を図る。

① 県の役割

県は、県土の健全な発展を図ることを目的として、都市計画に係る各種の基準や方針の策定及び広域的見地から必要とされる都市施設に関する計画決定を行い、必要に応じて、整備、開発及び保全の方針などについても、概ね5年ごとに実施される都市計画に関する基礎調査結果に基づいて、適宜計画内容の見直しを行うものとする。また、市及び住民が主体となったまちづくりを支援するため、広域的な観点から調整を図る。

さらに、都市計画に関する情報提供などを随時行うとともに、定期的に開催される「都市（まち）づくり懇談会」等により、多方面からの意見を聴取するものとする。

② 市の役割

市は、県の定める広域的な計画や都市計画に関する基礎調査結果をもとに、県と連携を図りながら、具体の地域地区などの指定及び都市施設の計画決定などを行うとともに、地域住民の意向を反映したまちづくりを進めることを目的として、市の都市計画に関する基本的な方針の策定（又は見直し）、まちづくり条例の制定などに取り組むものとする。

また、住民に最も身近な自治体として、住民への情報提供、県、市、まちづくりに直接関わる住民及び有識者等から構成される「都市（まち）づくり懇談会」等の継続的な開催運営などを通じて住民参加の仕組みづくりを進めるなど、住民が主体となったまちづくりの促進を図る。なお、まちづくりの活動や、まちづくりを担う人材の育成に対して積極的に支援するものとする。

③ 住民等の役割

住民等は、都市計画が専ら行政の仕事であるというこれまでの意識を転換し、自らが居住又は就業する空間の環境の改善又は保全を図ることを目的として、行政を進める都市計

画に対して積極的に参画するとともに、各種協定やルールなどの締結やその順守によって自主的な管理運営を図るものとする。

また、各地域又は県の都市計画に関する情報提供を受け、地域の実情に応じたローカルルールなど、行政だけでは対応しにくい部分を、都市計画提案制度などを活用し、積極的に提案、意向の提示を行うものとする。

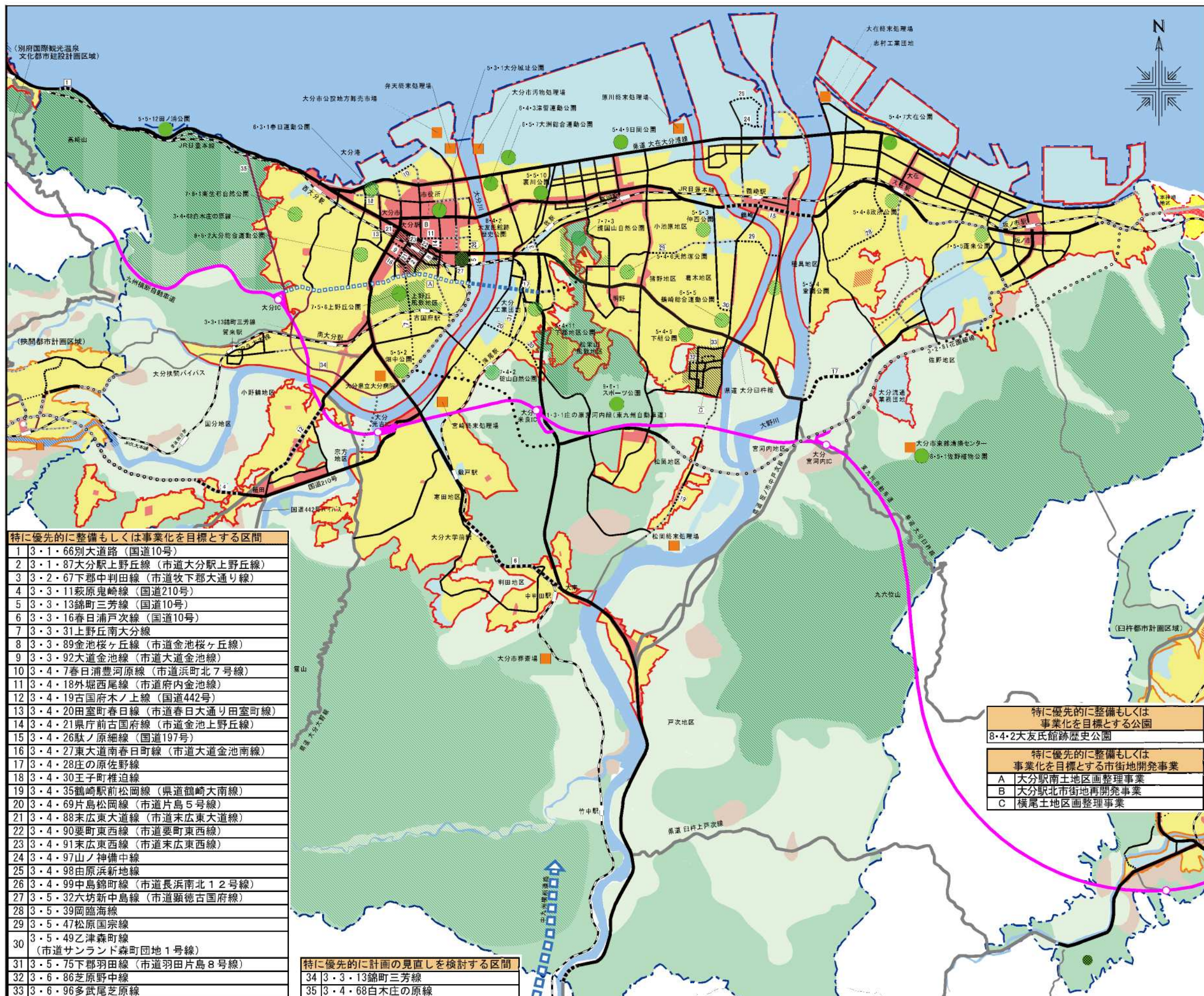
④ 各主体間の相互支援

都市計画に係るあらゆる計画・事業について、推進主体だけが単独で取り組むのではなく、他の主体がその取り組みを支援するとともに、必要に応じて進捗や効果などについて管理するものとする。このため、各主体の計画・事業の透明性を確保するとともに、支援関係、協働関係を強化するための組織づくりを進めるものとする。

2) 計画の管理と継続的改善

本方針は、法制度などの改正や個別都市政策への対応、社会経済情勢の変化、又は住民・市の意向を踏まえ適宜見直しを行うものとする。

なお、本方針で掲げた計画内容とその進捗状況については、県と市が協働して、まちづくりの課題と対応状況を記載した資料を別途作成し、住民に対して広く公表を行うとともに、意見交換の場として定期的に開催する「都市（まち）づくり懇談会」等で説明を行うものとする。また、ある課題の解消に向けて対応策を実施した場合はその効果に対する評価を行い、対応策が実施されない場合はその理由を明確にするなど、新たな課題の再整理及び新たな計画内容への反映を適宜行うことにより、継続的に計画内容を改善していくものとする。



□大分都市計画区域
整備、開発及び保全の方針付図

行政界

都市計画区域

準都市計画区域

市街化区域

主な交通施設

幹線道路

幹線分類(太さで区分)

主要幹線

都市幹線

整備状況

整備済

特に優先的に整備
もしくは事業化を目標と
する区間

優先的に整備
もしくは事業化を目標と
する区間

計画路線

計画内容の見直しを
検討する区間

その他の主な
幹線道路

高速自動車道

整備済み区間

地域高規格道路

整備済み区間

特に優先的に整備
もしくは事業化を目標と
する区間

計画路線

鉄道

都市的土地利用

住居系

商業系

工業系

用途の変更を
検討する地域

特に優先的に整備
もしくは事業化を目標
とする区域・施設

その他の土地利用

生活環境整備・保全地域

保全する農地

保全する山地

自然・風致・歴史的資源
等を保全する地域

水辺環境を
保全する地域

主な公園

整備済

特に優先的に整備
もしくは事業化を目標と
するもの

計画

その他の都市施設

整備済

主な河川